

## 全体を通して

この教育振興計画は、我が国のこれからの教育の根幹となる10年間の計画であることから、今後10年間の予想される変化だけで策定すべきものではなく、少なくとも今後50年の近未来を考え国家戦略における重点を盛り込むべきである。このように考えれば、重点である施策が抽象的な文言で終始することはありえない。この案には、「教育の充実」という文言が多くあり、何をやりたいのか明確ではなく、文部科学省の意気込みが感じられない。

この計画には、具体的な施策を示し、5年間でどんなレベルにし、10年でどの程度の目標を達成すると示した方が、国民に分かりやすく、また財務省との予算交渉にもよい影響がでると考える。

教育のあらゆる面で都市部と地方では格差が拡大していることを十分認識し、地方に配慮した表現を加え、計画を策定していただきたい。

教育振興基本計画とともに、それを実現するための「基本振興財政計画」が策定されなければ計画が絵に描いた餅になる。

## 別添1 検討に当たったの基本的な考え方について

### 1 計画策定に当たったの基本的考え方

#### (1) 我が国の教育の成果と課題

我が国の教育の成果について触れた4行があるが、日本の近代化を支え、世界に冠たる国家として繁栄を続けている背景には、初等中等教育の大きな功績があったことは疑うべくもない。今年度4月に実施した全国学力調査からも分かるように、全国的に義務教育段階では、地域の大きな較差がなく、しかも学力低下とあれだけマスコミが世間を騒がせたにもかかわらず、その根拠が見当たらない結果でもあった。教育に携わる私どもから見ると、いささか我が国の教育の成果の論述が少なく感じるがいかがか。

現状の課題には、一般的な課題が並んでいるだけであり、地方の市区町村が抱える問題が全く記述されていない。

しかし、平成17年の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」には、「地方・学校の主体性と創意工夫によって教育の質の向上を図るため、国がナショナル・スタンダードを設定しそれが履行されるための財源保障など諸条件を整備した上で、市区町村が行うべきことは市区町村が、学校が行うべきことは学校が担うシステムを確立する。学校は、自主性・自律性の確立のため、権限と責任を持つとともに、保護者・住民の参画と評価で透明性を高め説明責任を果たすシステムを確立する。」とある。つまり、市区町村と学校の主体性を育成する基盤を整備してこそ、義務教育の質が向上するわけであり、市区町村の財政的な窮状に触れずに済みますのは、本基本計画が、実効性のあるものとして機能するか疑問である。

現状における市区町村の耐震化工事の完了している割合、地方交付税措置されている教材費の予算措置率をはじめ「重点的に取り組むべき事項」にある事項の現状を入れるべきであるとする。

## (2) 「教育立国」の必要性

教育基本法の改正から、新しい時代を切り拓く人間像を示し、今こそ「教育立国」を宣言するという記述は、教育再生会議の方向性とも合致し、またこれからの日本の社会構造の大きな変化を考えれば、国民の意識啓発に有効と考える。

新しい時代を切り拓く人間像が示されているが、「生きる力」と同様抽象性が高いため、イメージしにくい。OECDのDeSeCoが示している国際標準の学力（相互作用的に道具を用いる 異質な集団で交流する 自律的に活動する）のようなモデルが示せるとよい。

## 2 今後求められる教育施策の基本的方向

### (1) 今後10年間に予想される社会の変化

10年後には、少子高齢化によりおよそ700万人の団塊の世代が退職し、ものづくりの技術の伝承と労働力不足が深刻化し、日本の経済的繁栄を持続するにはそれを補う外国人労働力の導入は必至である。そのために、キー・コンピテンシーとして「異質な集団で交流する」ことの重要性を記述した方がよいと考える。

『知的・文化的価値に基づく「ソフト・パワー」が国際的に一層重要な役割を果たす』とあるが、「ハード・パワー」なくして現実の国際政治は語れない。軍事力・経済力による「ハード・パワー」を記述しておくべきと考える。

### (2) 今後の教育施策の目指すべき基本的方向

4本の基本的方向は、これでよいと考える。

## 別添2 重点的に取り組むべき事項について

### 1 社会全体で教育の向上に取り組む

コミュニティースクールの設置は、地方分権、権限の移譲の教育改革の大きな流れの結実であり、学校の自主性・自律性を担保できる制度と考えれば、多くの市区町村に設置することが望ましいと考える。しかし、現状では、特に小規模自治体においては、人的にまた財政的にみて不可能である。

### 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

#### (1) 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

全国学力調査を今年度実施したが、「学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮が必要である」という点に配慮しすぎて、何のために実施したのか分からない状態である。学力の状況を分析すべき主体は、文部科学省なのか、学校なのか。文部科学省が、今後の教育行政の参考として分析することは当然必要

であるが、毎年実施することを考えれば、学校が分析するのが本来の姿であろう。であるとすれば、文部科学省は、学校に向けて、どのように分析すると実態が分かるか方法論を明確に示すべきであろうと考える。今後これらのことを研究する学校を委嘱するのでは、遅きに失している。

確かな学力の育成では、全国学力調査において、基礎的・基本的問題 A、活用問題 B をどの程度伸ばすのか示してはどうか。

全国学力調査において、課題が見られる学校には改善に向けた支援は必要であるが、一定水準以上の教育レベルを達成した学校には、何も無いのか。努力して成果を上げている学校にこそ、課題のある学校以上に予算的・人的措置を盛るべきと考える。

## (2) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

中学校教育におけるキャリア教育の重要性は十分認識できるが、職場体験活動を5日間という長期に渡り実施するには、それをコーディネートする機関が必要である。小さな市区町村では、教育委員会の人的な配置も限られており、こうしたシステムの構築には相当の困難が伴う。これを念頭に置いて推進してほしい。

問題行動への対応は、教職員の多大なエネルギーを費やしているのが現状である。今後社会構造の大きな転換期に入るため、一部の生徒により混乱する学校も相当数でてくると考えられる。スクールポリス、防犯カメラの設置等考える時期に来ているのではないかと。

運動部活動は、学校単位で実施しているため、生徒数の減少に伴い競技種目によっては、試合に出場できない部もでてきており、今後の10年間を見越すと、市区町村単位での範囲で運動部活動を考えないと活動にならない状況となる。「地域総合型スポーツクラブ」の育成との関連で記述した方がよいのではないかと。

食育の推進には、栄養教諭が学校・家庭・地域のコーディネーターとしての役割が期待されている。全市区町村に配置する旨の記述をお願いしたい。また、栄養教諭の資質向上策も併せてお願いしたい。

## (3) 優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる

教職員が子どもに向かい合えるために教職員定数の措置を盛り込むことは、大変重要である。

ただし、人事権の市区町村への移譲の流れを踏まえれば、現行の標準法による学級数だけで教職員数を配置する方法は、保留学級を抱える学校にとって1人転出入があるかどうかで、学級編制を2通り考えるなど、学校運営上大きな支障となっている。これを改善するためには、市区町村に権限をもたせる新たな方法を検討する必要があると考える。

教員養成において、初任者研修も重要な研修の一つになると考えるが、一年間であれもこれもと詰め込んでいる感があり、初任者は2年から3年かけて理論と実践を通して育成した方がよいと考える。今後団塊の世代の退職を受け、多くの教員を

採用していくことを考えると、初任者研修の制度も見直す必要がある。

(4) 教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させる

学校教育法が改正され、新しく副校長、主幹教諭、指導教諭が設けられたのは、学校運営を円滑にする上で画期的なことである。この新しい職を基本計画にどの程度配置するかを数値で示してほしい。また、機械的にどの学校にも配置するのではなく、学校規模や学校の課題を解決するためなどの学校のおかれている状況によって配置するようお願いしたい。新しい職の配置に当たっては、市区町村が校長に意向を聴取し、取りまとめ、都道府県教育委員会に要望する。また、都道府県教育委員会は、それを尊重して広域的に調整して配置する。以上のような制度を構築してほしい。さらに、新しい職には、当然であるが処遇に反映させたものとしてほしい。

学校の自浄作用で、教職員の資質の向上を図るシステムの構築が必要である。

4 安全・安心で質の高い教育環境を整備する

(1) 安全・安心な教育環境を実現する

学校施設の設備は一時的に多大な財政支出を要するものであるため、教育の機会均等と水準の維持向上を実質的に保証する観点から、国において公立学校施設整備に関する適切な財政支援を行う仕組みを有することは極めて重要である。

教室不足を解消するための新增築事業などの整備を推進し、国において公立学校施設の整備を確実に支援することが必要である。

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の非常災害時には応急避難場所としての役割も果たすことから、計画的な耐震化の推進が必要である。

現存する学校施設の約4割は今から30年前の児童生徒急増期以前に建てられた建物であり、公立学校施設の老朽化対策が必要である。

学習内容・方法の変化への対応、バリアフリー化、環境を考慮した施設整備、防犯対策等、施設環境の質的向上を図ることも必要である。

遅れている公立学校施設の耐震化・老朽対策や様々な課題に対応し、必要な事業量の実施が可能となるよう、公立学校施設整備に必要な財源が十分確保されることが必要である。

(2) 質の高い教育を支える環境を整備する

義務教育の基盤整備は、国の責任で推進すると中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」にある。

しかしながら、学校図書館、コンピュータの整備は、地方交付税措置されているが、財政力のない市区町村では十分な予算措置ができないでおり、これらの整備は遅々として進まない。この現状を改善するには、国庫補助金として予算措置してもらいたい。

教材についても上記同様であり、地方公共団体の財政難により教材備品費の予算

額がゼロの学校も相当数ある。さらに、数年にわたって教材備品費を措置できないでいる学校も少なからずある。

学校では、国内・国際情勢の変化によってそれに対応した社会科の教材、理科における実験観察のための機器等を購入できずに、授業を進めている現状である。こうした授業では、児童生徒が知識を活用して、「相互作用的に道具を用いる」こともできない。

この基本計画に盛り込むのは文部科学省の慧眼であり、「新しい時代の義務教育を創造する」中央教育審議会答申にも沿い、ぜひとも教材の計画的な整備ができるよう国庫補助という形でお願いしたい。

司書教諭について定数外にするか、または、司書教諭の職務を軽減するための教員の措置が必要で現状では、多忙のため司書教諭の職務を果たせないのも、各自治体が財政状況を勘案して補助員を置いている。

町村の教育委員会では、指導主事が配置されてないところも多い。教育委員会に配慮し、学校を支援する教育委員会の力量を高める必要がある。

#### (4) 教育費負担を軽減する

生活保護・準要保護世帯が増加の一途をたどっている中、現実に学習意欲のある生徒が、経済的な理由で進学的心愿が叶わないことも出てきている。奨学金事業を一層充実させてほしい。